

有報等の提出期限を9月末に延長する改正開示府令等、公布

—金融庁

去る4月17日、金融庁は「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（以下、「改正開示府令」という）を公布した。

開示府令の改正

具体的には、2020年4月20日から9月29日までの間に提出期限が到来する次の報告書に關し、一律に2020年9月30日まで提出期限を延長する。

- ・有価証券報告書
- ・四半期報告書
- ・半期報告書
- ・親会社等状況報告書
- ・外国会社報告書

たとえば、2020年3月決算会社の有価証券報告書のみならず、2020年12月決算会社の第1四半期報告書や、2021年3月決算会社の第1四半期報告書も、それぞれの提出期限が9月30日まで延長されることになると考えられる（日本公認会計士協会「新型

コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その3）」参照。

本改正は、開示府令の原始附則に遡って、項を加える形で行われている（開示府令附則④）。

有報等の提出期限については、やむを得ない理由により期限までに提出できない場合は、財務（支）局長の承認により提出期限を延長することが従来から認められているが、本改正対象の報告書に限っては、この承認申請も要しないことになる。

なお、本改正は、行政手続法39条4項1号で定める「公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、手続を実施することが困難であるとき」に該当するとして、同法に定める意見公募手続（パブリックコメント）の実施をせずに公布・施行されている。

臨報の取扱

本改正に関しては、金融庁は4月14日に「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた有価証券報告書等の提出期限

の延長について」を公表し、開示府令の改正内容を事前にアナウンスしていた（2月10日には、やむを得ない場合の提出期限の延長申請についてもアナウンスしている）。

このなかでは、提出期限の確定しない報告書である臨時報告書について、新型コロナウイルス感染症の影響により作成自体が行えない場合には、そのような事情が解消した後で可及的速

やかに提出することで、遅滞なく提出したものと取り扱われる旨も、あらためて案内されている。

また、有報等の提出期限に関すること以外についても、新型コロナウイルス感染症の影響により実務上の支障が生じている等のことがあれば、所管の財務（支）局に相談するよう呼び掛けている。

監査

新型コロナウイルス関連の監査留意事項(その3)(その4)、公表

—JCIPA

去る4月15日、日本公認会計士協会は、「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その3）」を公表した（4月20日更新）（https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/0-99-0-0-20200420.pdf）。

また、22日には同（その4）を公表した（https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/0-99-0-2-20200422.pdf）。

(NGO)

（その3）は、金融庁が4月

改正開示府令の記事を参照。
(2) 会社法計算関係書類の監査連絡協議会の指摘を踏まえ、会社法の計算関係書類の定時株主総会における報告は、例年と異なるスケジュールとして、次の2つの方法が考えられるとしている。

- ① 定時株主総会の基準日を変更したうえで、延期後の定時株主総会において報告する方法
- ② 当初予定した時期に定時株主総会を開催し、続行（会317）の決議を求めたうえで、計算書類、監査報告等については、継続会において報告する方法

14日に公表した「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた有価証券報告書等の提出期限の延長について」、および、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会（以下、「連絡協議会」という）が4月15日に公表した「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、えた企業決算・監査及び株主総会の対応について」を踏まえ、取りまとめられたもの。

(NG4)

（その4）は、協会会員から多く質問を寄せられる事項として、「操業、営業停止中の固定費等の会計処理」と「銀行等金融機関の自己査定及び償却・引

当」についてまとめている。

前者については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、政府や地方自治体による要請等により、被監査企業に次のような事象が起きた場合は臨時性があると判断されることが多いと考えられ、その場合は監査上、損益計算書の特別損失の要件を満たし得るものとして取り扱うことができると考えられるとしている。

会計

金利指標改革に起因する会計上の論点、検討—ASBJ

去る4月17日、企業会計基準委員会は第430回企業会計基準委員会を開催した。

審議の方向性

ASBJが4月20日に公表した資料によると、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、審議するテーマについて直近で必要なものに絞っていく方向性が示された。

金利指標改革に起因する会計上の論点の検討については、欧州当局から来年末のLIBORの公表停止予定は変わらないというアナウンスがされており、これについては対応をしていく必要がある

- ・店舗の営業を停止またはイベントの開催を中止したときに、当該営業停止期間中に発生した固定費、当該イベントの開催準備、中止のために直接要した費用
- ・工場が操業を停止または縮小したときの異常な操業度の低下による原価への影響

あるということ、引き続き注記事項および実務対応報告の文案について、審議が行われた。

注記事項

(1) 前回の事務局案

これまで事務局からは注記事項について、次のような項目を開示するとする提案がされていた。

- (1) 報告日時点において本実務対応報告を適用している場合はその旨
- (2) 引き続きLIBORを参照している金融商品の取引種類ごとの帳簿価額(デリバティブ取引については元本相当額

会計・監査
カナメの要

監査人としての公認会計士と 弁護士の違い

公認会計士
手塚 仙夫

公認会計士といえば監査をイメージする人が多いのではないかと思います。公認会計士制度は、公認会計士法によって制度化されており、公認会計士の担うべき業務について同法2条では2つ規定している。1つは、1項業務といわれている監査である。特に法定監査については公認会計士の独占業務となっている。もう1つは2項業務といわれているものであり、これは監査以外で他の法律で業務実施者が特定されているもの以外で、かつ公序良俗に反しないものであれば幅広く業務を行うことができる。ここではそのなかで1項業務である監査を行う公認会計士と弁護士を比較してみようとする。もちろん公認会計士と弁護士では、そもそもその業務内容が違ふことはあらためて説明するまでもないので、制度上の特徴と依頼人との関係的を絞って考えてみることにする。

公認会計士といえれば監査をイメージする人が多いのではないかと思います。公認会計士制度は、公認会計士法によって制度化されており、公認会計士の担うべき業務について同法2条では2つ規定している。1つは、1項業務といわれている監査である。特に法定監査については公認会計士の独占業務となっている。もう1つは2項業務といわれているものであり、これは監査以外で他の法律で業務実施者が特定されているもの以外で、かつ公序良俗に反しないものであれば幅広く業務を行うことができる。ここではそのなかで1項業務である監査を行う公認会計士と弁護士を比較してみようとする。もちろん公認会計士と弁護士では、そもそもその業務内容が違ふことはあらためて説明するまでもないので、制度上の特徴と依頼人との関係的を絞って考えてみることにする。

は、監督官庁の了解が必要になるが、弁護士にはそれが無い。弁護士業界は名実ともに自治により運営されている。このことについてのわかりやすい例として懲戒制度がある。公認会計士については日本公認会計士協会が懲戒権を持っているが、そこでできることは協会会員としての権利の制限までであり、業務停止等の権限はない。よって悪質な事案については監督官庁に業務停止等の処分要請をすることになる。これに対し弁護士は弁護士会が業務停止等の強い懲戒権を有している。

もう1つ大きな違いは、独立性である。監査人としての公認会計士は、被監査会社との間で厳しい独立性が求められるが、弁護士は依頼人との間の独立性という考え方はないように思われる。監査人は、形式的にも精神的にも被監査会社との独立性を厳守し、あくまで第三者として被監査会社の財務諸表と向き合うことになる。すなわち監査対象財務諸表が客観的に立証された真実により作成されているかどうかについて意見を表明することが求められる。一方弁護士は、あくまで依頼者の利益のために

は、監督官庁の了解が必要になるが、弁護士にはそれが無い。弁護士業界は名実ともに自治により運営されている。このことについてのわかりやすい例として懲戒制度がある。公認会計士については日本公認会計士協会が懲戒権を持っているが、そこでできることは協会会員としての権利の制限までであり、業務停止等の権限はない。よって悪質な事案については監督官庁に業務停止等の処分要請をすることになる。これに対し弁護士は弁護士会が業務停止等の強い懲戒権を有している。

もう1つ大きな違いは、独立性である。監査人としての公認会計士は、被監査会社との間で厳しい独立性が求められるが、弁護士は依頼人との間の独立性という考え方はないように思われる。監査人は、形式的にも精神的にも被監査会社との独立性を厳守し、あくまで第三者として被監査会社の財務諸表と向き合うことになる。すなわち監査対象財務諸表が客観的に立証された真実により作成されているかどうかについて意見を表明することが求められる。一方弁護士は、あくまで依頼者の利益のために

けに業務を行うことが求められる。もう少し具体的に説明すると、監査人は財務諸表が真実であるかどうかについて、客観的な証拠を集める作業が中心となる。弁護士も真実を求めるが、その真実とは弁護士の主観が判断の基礎になるといわれている。明らかに依頼人が弁護士に対し虚偽の説明をしていると感じたときは、依頼を断るか弁護士自身で真実を確認することになると思われる。

すなわち、監査人としての公認会計士と弁護士では依頼人に対する考え方が大きく相違する職業である。公認会計士の独立性や客観的真実の追及は、2項業務を行う場合でも尊重されており、公認会計士の特徴といえる。公認会計士は税理士登録により税理士業務を行うことができる。この場合でも独立性や客観的真実の追及という公認会計士の思想を無意識のうちに持っているものも多いだろう。弁護士も税理士登録が可能であるが、この場合は弁護士の特徴が出るように思われる。それぞれの職業の特徴と社会的役割を理解し上手く利用していただくことが肝要と考えている。

を含む)

(3) LIBORが公表停止されるまでに金利指標の置換えを完了させるための企業の対応方針

※一般事業会社においては(2)および(3)の開示項目を省略できる。

この案に対して、第152回

金融商品専門委員会および第428回親委員会、「財務諸表に与える影響の開示ではなく、LIBORの置換えに関する全般的な事項に関する情報となっている」、「特例的な取扱いの議論はヘッジ会計に焦点を当てており、開示の対象も会計処理の対象と整合的にすべき」などの意見が出されていた。

(2) 修正された事務局案

このような意見を受けて、今回次のように事務局案が修正された。

- ① 同一の経済実態であるにもかかわらず、本実務対応報告を適用することにより、これを適用しない場合と異なる会計処理結果となっていることを示すことを目的とする。
- ② 本実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容(ヘッ

ジ会計の方法、ヘッジ手段、ヘッジ対象、およびヘッジ取引の種類等)および当該ヘッジ関係の本実務対応報告を適用した理由を注記する。

③ 連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないこととする。

委員からは、「②では『本実務対応報告を適用した理由を注記する』とあるが、推奨してい

国際会計

新型コロナウイルスによる賃料減免等に関するIFRS16号改訂案、公表へ——IASB

去る4月17日に、国際会計基準審議会(IASB)は臨時の公開会議を開催し、IFRS16号「リース」(以下、「IFRS16号」という)に関して、新型コロナウイルスの感染拡大により、貸手から借手に与えられた賃料減免等について議論した。

その結果、新型コロナウイルスの感染拡大を原因とする賃料減免等に対するリースの条件変更の会計処理に関するIFRS16号の適用について、借手に救

るものを適用した場合に理由を注記するというよりも、適用しなかった場合にその理由を注記するべきではないか」との意見があり、「ご意見も含め、各企業の取組みや考え方がわかるようなものにするよう検討する」との回答があった。

5月頃の公開草案公表を予定しているが、今後の状況をみて判断していくとのこと。

*

間、賃料の猶予や値下げという形で、賃料の減免措置を行うことがある。

IFRS16号では、このような賃料減免等の措置がリースの条件変更の定義を満たすか否かを検討し、リースの条件変更に関する場合には当該会計処理をする必要がある。一方で、賃料減免等の措置を受けたリース契約を多数保有する企業では、それらの契約を検討し、リースの条件変更であるかどうかを判断する必要があるため多大な実務負担が生じる。

これに対してIASBは、借手に新型コロナウイルスの感染拡大を原因とする賃料減免等に対する救済措置を提供するため、IFRS16号の改訂を提案している。

リースの借手がこの救済措置を適用する場合には、新型コロナウイルス感染症に関連した賃料減免等をリースの条件変更ではないものとして会計処理することになる。その場合には、リース料の減少(免除等)がリースの条件変更によるものではなく、リース料の変更に負の変動リース料として、その事象が発生する期間の損益として会計処

改訂案の概要

リースの借手がこの救済措置を適用する場合には、新型コロナウイルス感染症に関連した賃料減免等をリースの条件変更ではないものとして会計処理することになる。その場合には、リース料の減少(免除等)がリースの条件変更によるものではなく、リース料の変更に負の変動リース料として、その事象が発生する期間の損益として会計処

改訂案公表の背景

この背景としては、新型コロナウイルスの感染拡大による世界経済の混乱が続くなかで、貸手が借手に対して、一定の期

理する。借手はまた、リース料の免除に対応するリース負債の認識を中止する調整をすることになる。

一期間の支払を減少させる一方で、それに応じて他の期間の支払を増加させるリース料の支払の繰延べは、リース負債の消滅ではなく個々の支払時期にのみ影響を与える変更であるため、借手はリース負債を減少させることになると考えられる。

今後の動向

IASBは4月末までにIFRS16号の修正に関する公開草案を公表し、14日間のコメント募集期間を設ける予定である。救済措置は公表により即時に適用開始され、現時点では2020年5月が予定されている。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2020年4月13日	法人税基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)	国税庁	新型コロナウイルス感染症の影響で、法人の取引先等の資金繰りが困難となった場合に、その復旧支援目的で法人が行う売掛債権の免除や低利融資等の税務上の取扱いを明らかにするもの。 https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/2004xx/index.htm	—
2020年4月21日	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた上場制度上の対応に係る有価証券上場規程等の一部改正について	東京証券取引所	上場会社が、新型コロナウイルス感染症の影響により債務超過の状態となった等の場合は、上場廃止までの猶予期間を1年間から2年間に延長するなどの対応を行うもの。 https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/revise/nlsgeu000004ozq1-att/gaiyo.pdf	—

金融

金融危機は再来するか

原油価格が急落している。ニューヨークWTI原油先物市場で、2月には50ドル付近で推移していた期近物の価格が徐々に低下し、4月20日には5月限が一時前日比55・9ドル下落した1バレル＝マイナス37・63ドルで取引された。

今年に入って相場が下落した理由としては、新型コロナウイルス感染症の拡大で需要が落ち込んで原油の在庫が積み上がった影響が考えられるが、20日の急落は先物市場特有の原因もあつたとされる。WTI先物市場の決済は差金ではなく現物の受渡しにより行われるため、在庫が膨らみ貯蔵スペースの余裕がない先物の買い手は、21日の最終取引日を前に5月限を売り急いだと考えられる。

期近の5月限から期先の6月限への乗換えが進んだ結果、5月限は薄商いのなか相場急落につながったとみられている。原油在庫が積み上げれば6月限でも同様の事態が起り得るため、今後の動向が懸念される。

この影響はアメリカのシエール関連企業にも及ぶ。シエール

油井はWTIが30ドル以下では大半が採算割れといわれているなかで、6月限は10ドル付近での取引が続いている。

このシエール関連企業が多く発行しているのがハイイルド債(信用格付けの低い企業が発行する高金利の債券)である。シエール関連企業の経営悪化から、ハイイルド債のデフォルトや格下げが増えればその影響は大きなものとなる。ハイイルド債は投資信託などに広く組み込まれており、金融市場に与える影響は無視できない。

2008年の金融危機の際には、不動産担保証券として証券化されたサブプライム住宅ローンが同じ状況にあった。過剰な住宅在庫が住宅価格の下落をもたらし、サブプライムローンの債務不履行が増えた。

原油価格の下落が引き金となり、ハイイルド債のデフォルトや格下げ増加が懸念される状況であるため、当時と同じ構図になっているとみられている。

主要先進国は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態宣言発令や国民の行動規制を行ってきたが、実施後1カ月以上が経ち、規制の緩和が延長かということに議論の中心が移りつつある。感染がピークアウトした、もしくはそれに近づきつつあるという判断が生じているためとみられる。

中国、韓国などは、感染が収束に向かいつつあるとされ、規制緩和を実現した国も出てきた。4月に入って緊急事態宣言

を発令し国民に自粛強化を呼びかけた日本は、各国のうちで最も行動が遅く、規制が緩いとされている。

こうしたなかで、世界の株価は比較的落ち着いてきた動きで推移している。市場の不安心理を表すとしてされるVIX指数(恐怖指数)は、日米とも次第に安定傾向を強めてきている。

世界各国では、経済、産業、企業業績などでマイナスの予想や実績の発表が相次いでいるが、株価は大きな反応を示さな

くなっていると考えられる。原油先物市場でマイナス価格がついた際には株価は下落したものの、世界的に株式市場が「悪材料債れ」しているとの指摘もある。

悪材料が出て、政府は財政中心に過去に例をみないような対策を打ち出している。これまでの長期的な金融緩和で世界的に投資待機資金がまだまだ豊富に存在しており、多くの国で中央銀行が直接、金融資産を買い取ることが普通になってきている。これらが株価の下支え役を果たしていると考えられる。

これらを踏まえると、今後の株価の変動は、新たなサブプライムの発生によってもたらされるということも考えられる。

新たなサブプライズとして考えられるのは、新型コロナウイルス感染症が先行して収束した国で、再拡大、すなわち第2波の動きが生じることである。

これまで多くの国で蓄積されてきた国家や企業の過剰債務が、实体经济の急速な悪化によって国家財政や企業の破綻を招かないか、という懸念もある。株価の推移を、緊張感を持って注視する状況が続いている。

注視する状況が続いている。

株価は悪材料に慣れたのか？

証券

注視する状況が続いている。